

令和 5 年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について
(氏名の振り仮名法制化に係るシステム改修事業)

1 事業名

氏名の振り仮名法制化に係るシステム改修事業

2 繰越明許の理由

「氏名の振り仮名法制化」に係るシステム改修経費が国の令和 5 年度当初予算に計上され、国庫補助金の交付を受けることとなった。

令和 5 年 1 2 月末に至っても、システム改修の仕様詳細が国から公開されず、令和 5 年度中のシステム改修は困難であったものの、区での令和 5 年度予算措置及び補助金申請が補助条件とされていたため、令和 5 年度第 7 号補正予算に計上し繰越を行った。

3 令和 6 年度繰越額

23,774,000 円

(内訳)

戸籍住民基本台帳経費 19,220,000 円

戸籍情報システム運営経費 4,554,000 円

4 繰越財源

国庫補助金(社会保障・税番号制度システム整備補助金) 13,351,000 円

5 事業概要

戸籍法の一部改正が行われ、戸籍に氏名の振り仮名が記載事項として追加され、氏名の振り仮名が戸籍上公証されることとなった。これに伴い、住民基本台帳法の一部改正も行われ、戸籍に記載された「氏名の振り仮名」が戸籍の附票及び住民票(外国人住民に係るものを除く。)等の記載事項とされるため、戸籍附票システム及び住民基本台帳システムの改修を行う。

令和5年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	予算現額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	4 区民文化費	氏名の振り仮名法制化に係るシステム改修	円 23,774,000	円 23,774,000	円 0	円 13,351,000	円 10,423,000

氏名の振り仮名法制化について

経緯

○令和6年マイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、「マイナンバーカードの氏名をローマ字表記するために、戸籍の氏名の振り仮名を記載事項とすることを含めた戸籍法の見直し」が令和4年6月7日に閣議決定された。

【背景】

- 現状、行政機関で保有する氏名は、漢字表記が多く、行政のデジタル化を推進するに当たり、氏名のデータベース化が複雑になっている。
- 金融機関等を始めとする民間の手続きにおいて、別人を装い、複数の振り仮名を使用して、各種規制の潜脱行為といったある種の脱法行為が懸念されている。
- 氏名の振り仮名を一意的ものと特定し、これを登録・公証することにより、様々なデジタル化の推進や、潜脱行為等を防止することにつながる。

主な法改正について(抜粋)

(1)戸籍法の一部改正

→戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

(2)住民基本台帳法の一部改正

→住民票(外国人住民に係るものを除く。)等の記載事項に、戸籍に記載された「氏名の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

(3)マイナンバー法及び公的個人認証法の一部改正

→マイナンバーカード及び署名用電子証明書(外国人住民に係るものを除く。)に「氏名の振り仮名」を記載・記録する。

※施行期日:公布の日から2年以内の政令で定める日(マイナンバー法及び公的個人認証法については3年以内で政令で定める日)

法改正による効果(メリット)

◆行政のデジタル化の推進のための基盤整備

データベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができる。

◆本人確認資料としての利用

戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として利用できる。

◆各種規制の潜脱防止

複数の振り仮名を使用し、別人を装った各種規制の潜脱行為を防止することができる。

「振り仮名」が記載されるまでの流れ

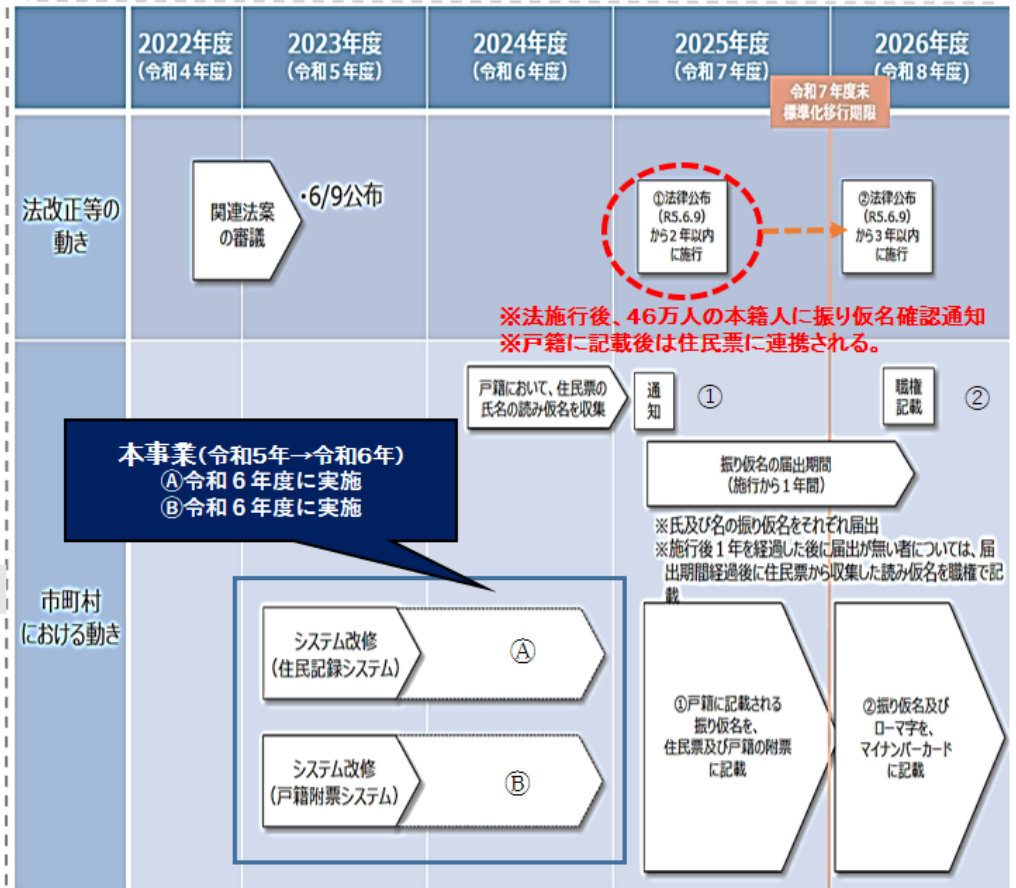
※外国人は対象外

①氏名の振り仮名の届出(全国民※外国人は対象外)

法施行日後1年以内に限り、氏名の振り仮名の届出をすること。この届出が受理されれば、届け出た氏名の振り仮名が戸籍に記載される。

②本籍地の市町村長による氏名の振り仮名の記載

①の届出がなかった場合には、本籍地の市町村長が法務局等の許可を得て法施行日から1年を経過した日に、氏名の振り仮名を戸籍に記載する。



暮らしやすいが、叶うまち。板橋区